

ホール利用上の注意

1 管理責任の範囲

火災・盗難・停電その他の事故により、使用者・出演者・参加者及び観客などに事故（損害）が生じた場合、当方に重大な過失が無い限りその責任は負いかねますのでご了承下さい。

なお、非常事態の発生又は発生の恐れがあり、当局より催物の中止などの命令又は勧告がなされた場合、当ホールとしましては主催者・入場者への責任は負いかねますのでご了承下さい。

2 安全管理

- ①催物については、必ず事前に催物の内容などについて消防署へ届出て下さい。
- ②混雑が予想される催物については、必ず事前に催物の内容などについて警察署へ届出て下さい。
- ③利用当日は、会場責任者を定め、ホール係員と連携を取りながら事故防止の為万全を期して下さい。
- ④災害等緊急の事態が発生した場合に備えて、避難経路、消火器具などを確認し、その付近には物品を置かないようにして下さい。
- ⑤開演後は、必ず非常口を解錠して下さい。
- ⑥事故防止のための要員として、4名以上の会場整理担当者を配置し、万一の場合の避難誘導に当たって下さい。（係り員腕章などを付けて下さい）
- ⑦6F（ホール2階席）の客席はお子様の入場を制限させていただきます。又、係り員を必ず配置して下さい。客席手すりからの身の乗り出しは危険ですので禁止致します。
- ⑧ホール客席の定員は必ず守って下さい。催物関係者が客席に入る場合は、ホール入場者数に含まれます。
- ⑨障害をお持ちの方・高齢者の方には格別の注意・配慮をお願い致します。

3 許可の必要な行為

次の行為は、ご利用日前までにホール担当者の許可を受けて下さい。許可する場合でも条件を付ける事があります。

- ①舞台・客席での火気・水類の使用
（原則として使えませんが、演出上特に火気・スモークマシン等を使用する場合は申し出て下さい）
火気使用時は所轄消防署へ届出をし、消防署の指導・指示に従った使い方を守って下さい。
- ②客席の変則使用。
- ③看板・ポスター・旗・立札・その他これらに類する物の掲示及び仮設物件の設置。
- ④印刷物・資料・商品見本などの展示・配布・販売（当日の催物に直接関係するものに限り、許可致します）
- ⑤写真撮影・録画・録音等（主催者又は主催者が委託したものに限り許可します）
- ⑥飲食物の持ち込み及び客席での飲食は事前許可したものに限り。

4 禁止事項

- ①ガムテープ・紙テープ・両面テープ類及び接着材は、使用後に汚れたり塗装・クロスの剥れになりますので使わない様にして下さい。ステージ上での使用は養生テープに限ります。
- ②壁・柱・窓・扉などには画鋲・釘類を打たないようにして下さい。
- ③舞台・客席共に、金具の付いた靴・下駄・サンダル履きでの入場を禁止致します。
- ④火気・危険物・不衛生な物品・動物（盲導犬は除く）は持ち込まないで下さい。
- ⑤ステージ及び客席での喫煙・飲食（但し前⑥項で許可した物は除く）所定の場所以外は禁止致します。
- ⑥過大な音響・騒音・振動を発生する行為。
- ⑦罵声・奇声を発したり、暴力を振るうなど他人に迷惑を及ぼす行為。
- ⑧法律に反する行為・催物。